

Title	〔商法二〇九〕株主総会決議が存在するに至る時期 (大阪地裁昭和五〇年一月二九日判決)
Sub Title	
Author	加藤, 修(Katō, Osamu) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1981
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.54, No.5 (1981. 5) ,p.108- 112
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19810515-0108

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 二〇九〕 株主総会決議が存在するに至る時期

〔判示事項〕

一、株主総会の決議は、定款に別段の定めがない限り、各株主の確定的な賛否の態度が明白となつた段階で存在するに至るのであつて必ずしも、採決行為を必要とするものではない。

二、株主総会において、賛成の議決権の数が法定の議決権数に満たない場合であつても、決議不存在とはいえず、決議の取消事由にすぎない。

〔参照条文〕

商法二四一条、二四七条一項、二五二条、三四二条、三四三条

〔事 実〕

被告Y会社は、各種鑄造品の製造・販売および鑄造関連品の販売ならびにこれらに附帯する一切の事業を目的とする発行済株式総数二万株（一株の金額五〇〇円）の株式会社である。原告Xは、Y会社の株式六、七〇〇株を有する株主である。Y会社では、昭和四八年五月二九日開催の第一六回定時株主総会において、Y会社が発行す

（大阪地判昭和五〇年一月二十九日
昭四八(初)第二九九五号 株主総会決議不存在確認請求事件
下級民集二六卷一四号、一二三頁 判例タイムズ三三二三四九頁
金融法務七六一号三六頁、金融商事四四四号一四頁）

る株式の総数を八万株とする旨の定款変更がなされたとして、その旨の登記がなされた。Xは、右定款変更決議は不存在であるとし、その確認を求めて本訴におよんだ。それに対して、Y会社は、右株主総会において、右定款変更決議は、全株主の出席のもとで（但し、一名については代理出席であり、法人株主の一人については、その代表者が同時に出席株主であつた）、全員一致で可決されたと主張した。

被告Y会社における株主とその持株数は、次のとおりである。すなわち、Y会社と後出の訴外B会社の代表取締役である訴外Aが九、一〇〇株、Y会社の親会社格の立場にある訴外B会社が三、七〇〇株、訴外Cが一〇〇株、原告Xの弟でY会社の工場長兼取締役をしている訴外Dが四〇〇株、そして、原告Xが六、七〇〇株である。本件株主総会に、自分自身で出席したのは、AとDとXの三名であり、Cについては、Aが代理人として出席し、B会社については、Aが代表者として出席していた。なお、原告Xは、Y会社を設立し、Y会社の代表取締役として経営にあつたが、これに行

き詰り、B 会社から役員への派遣を受けるなどしていた。しかし、原告 X は、昭和四七年五月に、Y 会社の経営方針について前記訴外 A と意見が合わず、代表取締役を辞任した。その後も、X と A との間は円滑にゆかず、A 側による X の持株買取交渉の合意も成立しなかつた。また、原告 X は、昭和四八年四月ごろに行われた Y 会社の増資新株発行に積極的に応募しているが、これは、三分の一を超える自分の持株比率を低下させないためであつた。本件授權資本増加は、Y 会社において原告 X が代表取締役をしていたころから公害防止設備と従業員への福利厚生施設充実の必要性に迫られていたという事情のもとで、その資金調達のために計画された。そこで、株主総会を昭和四八年五月二十九日に開催するために、原告 X にも招集通知が発せられたが、原告 X は、会日前に、Y 会社に対して、右の授權資本を増加する旨の定款変更には不同意であるとの書面を提出した。それに対して、原告 X の弟である訴外 D は、Y 会社の工場長としても右公害防止設備をすることを積極的に建議していた。右のような事情のもとで、本件株主総会は、以下のような状況で開催された。すなわち、「会場は被告 (Y) 会社の八畳ほどの広さの会議室で、前記三名の株主 (A、D、X) と、二名の被告会社役員がテーブルを囲み、被告会社の代表取締役である A が議長となつてはじめられた。

まずこの総会の議案のうち決算書類および利益金処分案の承認と任期切れによる監査役の重任の件がとりたてて議論もされず、反対もなく可決され、ついで本件授權資本変更の議案の審議に入った。

そして A は、前記原告 (X) の反対意思表明があるので専ら原告の理解をうべく右議案の提出理由について説明をしたが、原告はその目的および資金の必要性は認めるが、授權資本の増加すなわち新株発行という方法では同人の当時の持株比率が変るおそれがあることを理由に反対である旨の意思を表明した。これに対して被告会社役員は増資しても当時の持株比率に応じて割当てるので、結果的に原告が主張するような心配はないことを述べ説得したが、原告は翻意せず、却つて再度反対の意思を表明した。

その後はさらに討議もなされず、続行の動議などもなく、本件總會を終結し、それまでの間本件定款変更の議案の審議に費された時間は約二〇分位である。」との状況であつた。

〔判旨〕

原告の請求を棄却。

一、「株主総会において、決議が存在するに至る時期については、総会の討議の過程を通じてその最終段階になつて議案に対する各株主の確定的な賛否の態度が明白になつた時、決議が存在するに至ると解するのが相当であつて、定款に別段の定めがある場合を除き、採決行為のないことをもつて決議が存在するとはいえない (最高裁判所昭和四二年七月二五日判決民集二二卷六号一六六九頁参照)。本件につきこれをみると、「遅くとも原告 (X) が本件総会において二度目の意見表明をした段階で、右 (授權資本変更の) 議案について原告が反対で、A と D の両名が賛成であるとの態度が確定的となつたことは当日出席した株主にはおのずから明白となつたことが推認

され、前述したところから右段階で本件定款変更決議は存在するに至つたといふべきである。」

二、本件授權資本変更の議案に「賛成の議決権の数は、……二三、三〇〇株であつて（筆者注—A九、一〇〇株+B三、七〇〇株+C一〇〇株+D四〇〇株）、商法三四三条で法定されている出席株主の議決権数の三分の二以上（本件の場合一三、三三四株以上）」とはなつていないから本件決議が可決成立したとはいえないが、これをもつて決議の不存在とは評価できず、決議の取消事由にすぎない（商法二四七条一項後段）と解すべきである。」

〔評釈〕

判旨に賛成。

一、株主総会における議事の方法、討議の方法などについては、商法に別段の規定はなく、定款に規定があればそれによるが、そのような定款規定もなければ、慣習または会議の本質に従つて議事進行がなされる（高鳥・会社法△版増補▽一四三頁）。さらに、株主総会における表決の方式そのものについても、商法上規定されておらず、従つて、挙手、起立、投票、その他いづれの方法によつても、出席者の意思を算定し得る方法ならば差し支えなく、また、定款によりその方法を定めることもできるが、そのような定款規定がなければ、株主総会の議長が、会議体の運営に関する一般原則ないしは慣行により、出席株主の総意に従つて適宜な方法でこれを決するほかなからうと解されている（菱田・注釈会社法二九九条注四一（四卷八九頁））。

右の点に関連して二つの重要先例がある。その一つは、昭和八年

三月二四日の大審院判決である。その判例によれば「株主総会に於ける議事的方式に付ては法律に特別の規定なきを以て定款に別段の定めなき限り出席株主が明認し得べき方法に於て為したる表決の結果会議の目的と為れる議案に対する賛成又は反対が其議決権の過半数に達すること明なるに至りたる以上此の時に於て其可決又は否決の決議成立したるものと謂うべく、必ずしも議長が採決に入る旨を宣言し、表決の方法を定めて出席株主に告知し、出席株主が其方法に従ひ表決を為したる後議長に於て賛否孰れの表決が多数なるやを宣言することを必要とするものに非ず。」と判示された（法学へ東北大等二卷二一〇頁）。この判例により、決議成立時期に関する具体的な基準が示されたのである。もう一つの重要先例は、本件判旨も引用している昭和四二年七月二五日の最高裁第三小法廷判決である。その判例によれば「株主総会における議事的方式については、法律に特別の規定がないから、定款に別段の定めをしていないかぎり、総会の討論の過程を通じて、その最終段階にいたつて、議案に対する各株主の確定的な賛否の態度がおのずから明らかとなつて、その議案に対する賛成の議決権数とその総会の決議に必要な議決権数に達したことが明白になつた以上、その時において表決が成立したものと解するのが相当であり、したがつて、議長が改めてその議案について株主に対し挙手・起立・投票など採決の手続をとらなかつたとしても、その総会の決議が成立しないといふことはいえない。」と判示されている（民集二二卷六号一六七〇頁、一六七二頁）。前出昭和八年三月二四日の大審院判決によれば、出席株主が明認し

得べき方法においてなした表決の結果、決議が成立するとされてい
るのに対して、この最高裁判決によれば、採決手続がなくても、討
議の過程を通じてその最終段階にいたつて議案に対する各株主の確
定的な賛否の態度がおのずから明らかとなれば表決成立にいたると
表現されている点に特色が見い出される。それゆえ、この最高裁判
例により、決議成立のための基準が、従来よりゆるやかになつたよ
うにみえるとも評価されている（矢沢・昭和四二年七月二五日第三小法
廷判決判批・法協八五巻八号五四頁、同・同上判例解説・別冊ジュリスト会
社判例百選〈新版〉一〇三頁）。しかし、そのような考えに対して、出
席株主が明認し得べき方法においてなした表決の存在ということ
は、結局のところ、議案に対する株主の最終的意思の表明さえあれ
ばよいということに等しいとの観点から、決議成立を肯定する場合
に關しては、変更がないとも解されている（奈良・昭和四二年七月二
五日第三小法廷判決解説・最高裁判所判例解説人民事篇▽昭和四二年度三五
〇頁、三五一頁）。この最高裁判例の立場については、討議の過程を通
じて表明された意見から結果的に決議成立を擬制する発想があり、
その点に疑問があるとも指摘されている（境・昭和四二年七月二五日
第三小法廷判決判批・民商法雑誌五八巻二号一四四頁）。しかし、採決手
続や議長の宣言というものは、株主總會の意思決定を確認する手段
にすぎなく（今井・本件評釈・商事法務八二〇号三二頁）、重要なのは、
討議を通じて明らかとなつた株主の確定的な賛否の態度なのだから
最高裁の立場に賛成し得る（志村・昭和四二年七月二五日第三小法廷判
決判批・法律時報四〇巻三号一〇八頁も判旨賛成。矢沢・前掲法協八五巻八

号五五頁、同・会社判例百選一〇三頁は、決議不存在の問題としては判旨に
賛成。菱田・昭和四二年七月二五日第三小法廷判決判批・判例評論一〇号
三八頁も原則として判旨賛成と解される。）。
二、本件判旨は、前出昭和四二年七月二五日の最高裁判例を参照し
ている。そして、本件と右の最高裁判例においては、可決のために
三分の二以上の多数を必要とする特別決議が問題になつている。し
かし、最高裁判例の場合には、合計で出席株主の議決権数の三分の
二以上の多数を有する株主たちの確定的な賛成の態度が明らかとな
つているのに対して、本件の場合には、賛成したのは出席株主の議
決権数の三分の二以上となつていなかったという点に違いがある。

本件判旨によれば、決議が存在するにいたるためには、各株主の確
定的な賛否の態度が討議を通じてその最終段階で明白になつていれ
ばよく、最高裁判例の場合とは違つて、議案に対する賛成の議決権
数がその總會の決議に必要な議決権数、すなわち、本件の場合には
三分の二に達していなくても決議が成立すると解されている。従つ
て、本件は、その点において、前出の最高裁判例がそのまま当ては
まるというものではない。そこで、次にその点が問題とならざるを
得ない。その点については、すでに批評がなされている。すなわ
ち、本件において明白となつたのは、本件定款変更議案について必
要な三分の二の賛成がなく、定款変更の決議が結局成立しなかつ
たという事実であり、本件判旨のいうような定款変更決議が存在
するにいたつたわけではなく、強いて決議の存在をいうなら、そ
れは定款変更の議案に対する否決の決議であると批評されている

(今井・前掲書三二頁)。その点をどのように解するかは、商法二四七条一項後段が、明文規定をもつて、「決議が第三百四十三条ノ規定ニ違反シテ為サレタルトキ」もまた決議取消事由になると定めている趣旨をどう読み取るにかかっている。商法二四七条一項後段の規定は、昭和一三年の商法改正以降のものである。それ以前においては、特別決議の定足数を欠く場合には決議自体が当然無効であるとの判例があつたが、立法者は、その立場を採用せず、それを決議の取消の原因と理解しようということで、この商法二四七条一項後段の規定が設けられたのである(奥野健一ほか・株式会社法解釈一五六頁参照)。従つて、特別決議事項を通常決議の方法で決議した場合も、一応外見上は決議として成立している場合であり、多数決の要件の欠缺も決議の成立態様に関するものだから、取消原因の附着している事例であると解することが(実方・注釈会社法三四三条注五八八巻の

〔最高裁判事例研究 一八六〕

昭和二四六(最高民集三巻
九号二九一頁)

家屋の全部明渡の請求に対する一部明渡の判決と民訴第一八六条

家屋明渡請求事件(昭和二四・八・二第三小法廷判決)

X(原告・被控訴人・上告人)は、昭和一九年五月一八日に南北二戸建になつてゐる二階建住宅一棟を家賃一ヶ月七〇円で期間を定めずY(被

I(二六頁V)、規定の沿革に合致するものとも考えられる。そうとすれば、本件の場合には、通常決議のための要件が、充足されると評価されるのだから、判旨の結論のようにならざるを得ないと解される。そのように解すると、特別決議事項に関して、単純多数による賛成はあると評価されるけれども、特別決議のための要件が充足されていない場合、特別決議事項に反対する側は、提訴期間内に、取消訴訟を提起するように身構へざるを得ないことになるが、制度の建前からして、いたしかたないと考える。なお、本件決議不存在確認請求が、決議後三月内になされたか否かは、判例集から必ずしも明確に読み取れないため、決議不存在確認請求を決議取消請求と評価がえできるか否かの点については、言及を差し控えた。

(一九八一年二月二五日)

加藤 修

告・控訴人・被上告人)に賃貸した。Xは、夫と死別後頼るべき子供もないので老後の生活を考へて本件の家屋を建てたのであるが、この家と自ら居住している家との外には不動産はなく老齢で職もないので本件の貸家を売却してその代金を生活費の足しにしようとして、昭和二十二年三月上旬にYに賃貸借契約解約の申入をした。Yは、一応南側一戸だけ